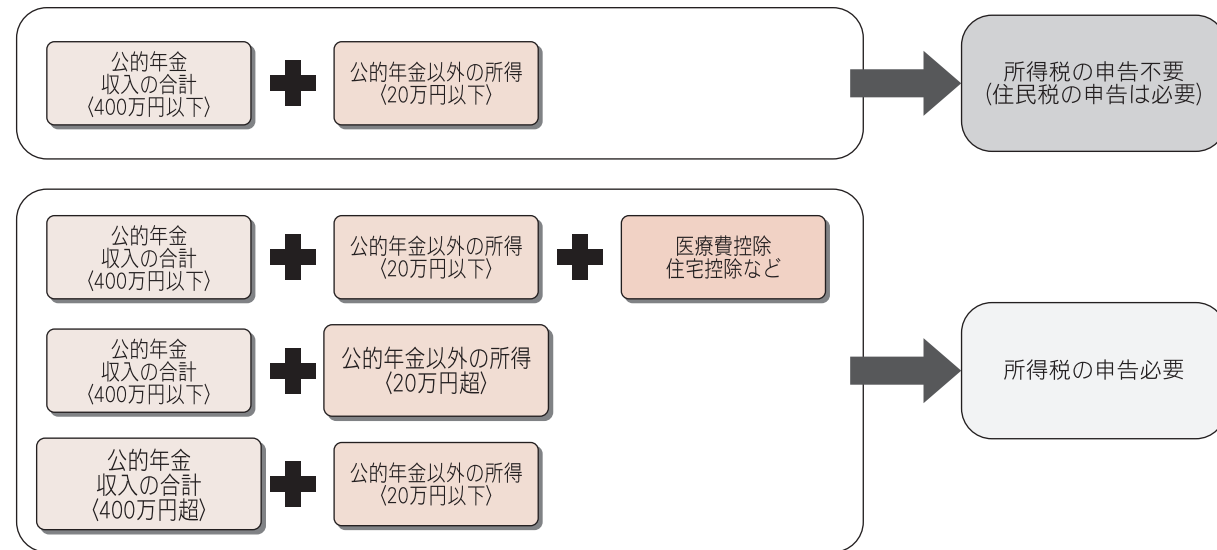


## ②年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金の収入額の合計が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、住民税の申告のみ必要になります。(所得税の申告は要しません)

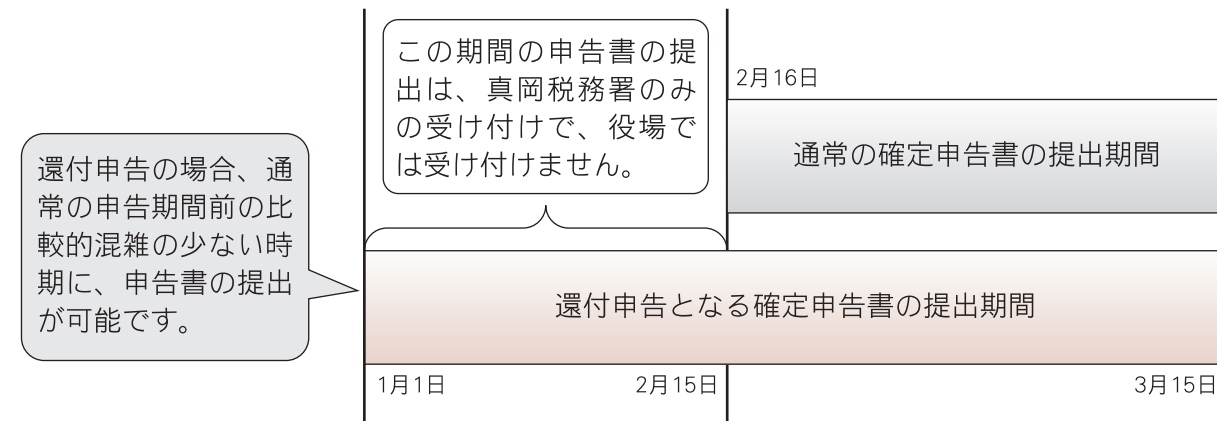
※医療費控除などの還付申告がある場合などは、所得税の申告をすることになります。



## ③還付申告書の提出期間の変更

住宅借入金等特別控除の申告や医療費控除、地震被害による雑損控除の申告などで還付申告になる場合は、1月1日から申告書の提出ができるようになりました。

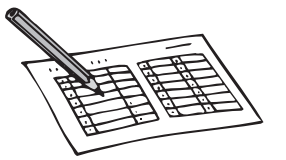
※1月1日から2月15日までの申告書の提出先は、真岡税務署になります。



## 確定申告の事前準備をお願いします

- ・農業、営業、不動産などの収入がある場合、収入の明細や領収書などから収入と経費を計算しておいてください。(領収書などは、捨てないで保管してください)
- ・医療費控除の申告をする場合、領収書や医療費の補てん金などから、計算明細書を作成しておいてください。
- ・源泉徴収票、保険などの支払証明書、領収書など、申告書に添付する書類をそろえて、整備ください。

# 確定申告の準備を始めましょう



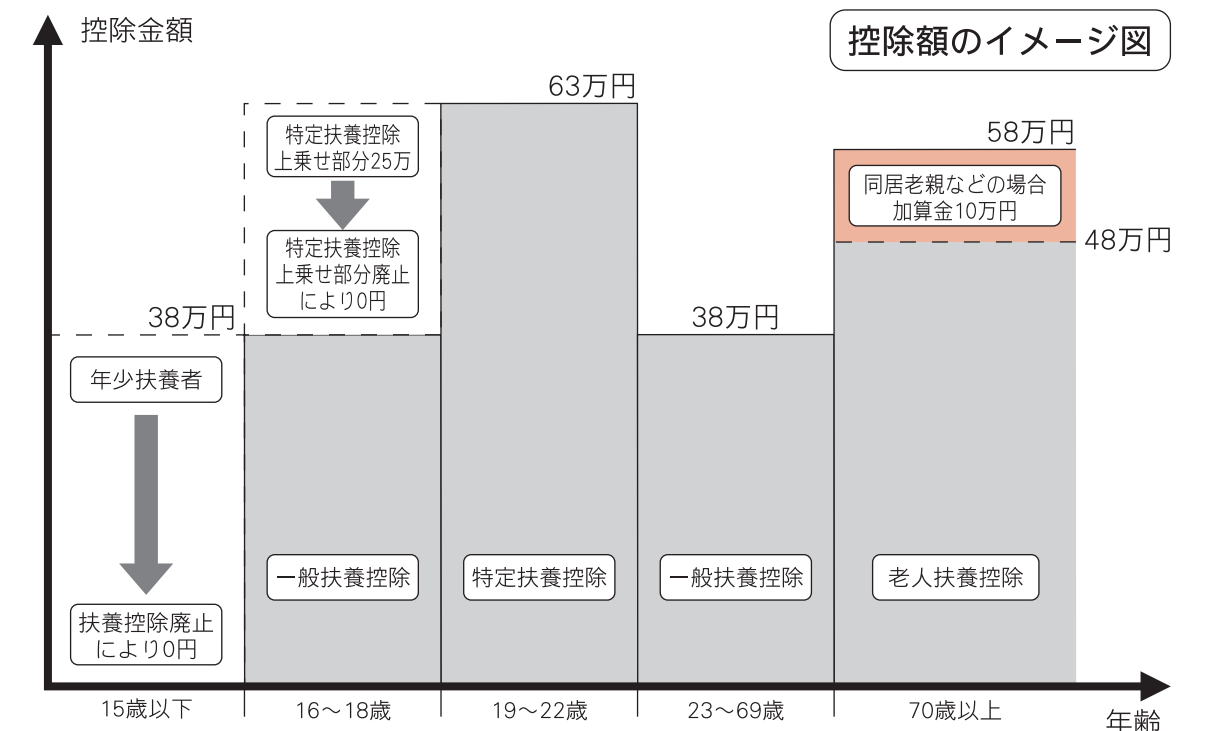
☎芳賀町税務課【☎028(677)6013】

☎真岡税務署【☎0285(82)2115】

## 今回の主な税制改正

### ①扶養控除などの見直し

- 15歳以下の扶養親族に対する扶養控除の廃止
- 16歳以上18歳以下の扶養親族に対する特定扶養控除の上乗せ部分の廃止
- 同居の特別障害者の扶養親族がいた場合の扶養控除に対する35万円の上乗せ金が廃止され、代わりに同居の特別障害者控除として額が40万円から75万円に引き上げられました。



※年齢は平成23年12月31日現在です

【参考】具体的な控除額の変更例

扶養家族の例		変更前 控除額	変更後 控除額
14歳の子	障害なし	38万円	0
	特別障害 別居	38万円+40万円	40万円
	特別障害 同居	38万円+35万円+40万円	75万円
18歳の子	障害なし	63万円	38万円
21歳の子	障害なし	63万円	63万円
23歳の子	障害なし	38万円	38万円
72歳の親	障害なし 同居	58万円	58万円

子ども手当の創設や、高校の授業料無料化に伴い、高校生以下の扶養親族の扶養控除が、縮減されています。